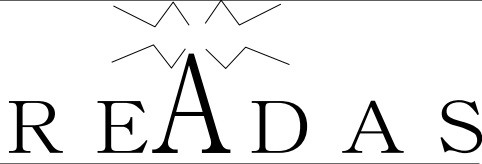


第 6238 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月12日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ みなし役員

Q : 法人税では、役員でなくても役員とみなされる人がいるとか。どんな人ですか？

A : 次の要件に該当する人です。

【解説】

法人税では、役員に対する報酬などに損金算入規制をかけていますので、同族会社においては、これを逃れるため実質的には役員であるにもかかわらず使用人の肩書きを使うということが行われることがあります。

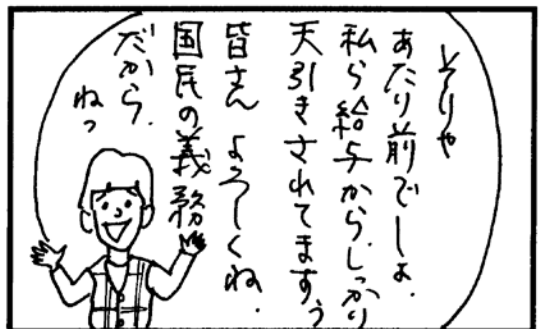
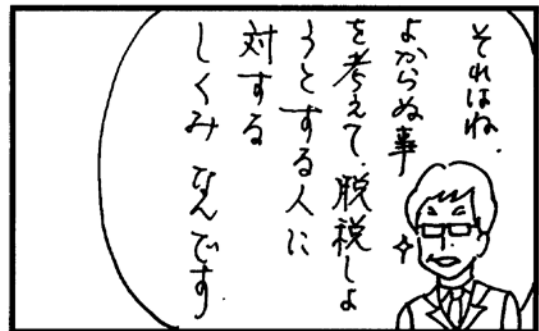
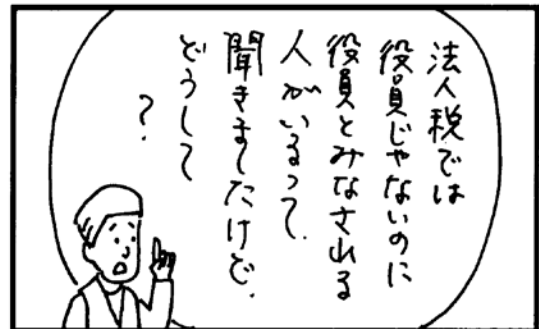
そこで、法人税では、こうした行為を規制するため、みなし役員という規定を設け、役員以外の者であっても、一定の要件に該当する者を役員とみなすこととしています。

みなし役員に該当する者は次の要件に該当する者です。

①法人の使用人以外の者でその法人の経営に従事しているもの

※相談役、顧問その他これらに類する者でその法人内における地位、その行う職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる者が含まれます。
②同族会社の使用人のうち所定の持株要件を満たす者で、その会社の経営に従事しているもの

経営に従事しているかどうかは、会社の経営上の重要事項の決定に参画しているかどうかなどから総合的に判断されます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】